

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 8 月から 45 年 3 月まで
② 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は、婚姻（昭和 40 年 8 月）を契機に、A 市 B 区役所で国民年金加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料は、金額は覚えていないが既に国民年金に加入していた夫の保険料と一緒に、自宅に来た集金人に納付していたことを覚えている。申立期間②については、納付時期、納付場所及び納付金額は覚えていないが夫の保険料と一緒に納付したと思う。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は 12 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料に未納は無く、婚姻（昭和 40 年 8 月）後に一緒に保険料を納付していたとする夫についても、婚姻後の申立期間②を除く国民年金加入期間において保険料の未納は無いことから、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録並びに A 市の国民年金保険料検認状況一覧票及び納付データ明細表によると、申立期間②前後の期間の保険料は、現年度保険料として納付されていることが確認できることから、申立期間②前後を含む期間において、転居等申立人に係る生活環境に大きな変化は認められないことから、納付意識の高かった申立人が申立期間②の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

一方、申立期間①については、申立人は、婚姻（昭和 40 年 8 月）を契機に

国民年金に加入し、夫の保険料と一緒に自身の保険料を納付したとしているものの、オンライン記録及び国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、47年12月頃にA市B区において払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、40年8月6日まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、申立期間①については、申立人は、既に国民年金に加入していた夫とは事情が異なり、当時、国民年金に未加入である上、この加入手続時期を基準とすると、納付期限から2年以上を経過し、時効が成立していたことから、申立人は申立期間①の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

また、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月から50年3月まで
② 昭和51年4月から52年3月まで

私は、昭和52年頃、国民年金保険料が遡って納付できることを知り、母親と一緒にA市役所に行って国民年金加入手続を行った。私は、その際に、納付書を発行してもらい窓口で自分の国民年金保険料を、数年遡り付加保険料込みで10万円ぐらいを現金で一括納付した覚えがある。一括納付したのはこの時だけで、その後は、定期的に支払っていた。母親も、この時、遡って保険料を一括納付したと思うが、詳しいことは覚えていない。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間において、保険料の未納は無く、昭和52年5月から複数年にわたって付加保険料も納付しており、国民年金保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録によると、申立人は昭和52年5月19日に付加保険料の納付を申し出ていることが確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、同年5月頃加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って45年*月*日(20歳到達時)とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間②の保険料は、過年度保険料として納付することが可能であった。

さらに、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳によると、申立期間②直前の昭和50年4月から51年3月までの保険料は、過年度保険料として納付されていることが確認でき、付加保険料を納付するなど、納付意識の高かった申

立人が申立期間②の12か月のみを未納のままとしたとは考え難く、過年度保険料として納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立人は、昭和52年頃、母親と二人でA市役所へ行き、一緒に国民年金加入手続きを行い、その際に数年遡って付加保険料込みで10万円ぐらいを一括納付したと申し立てていることから、特例納付制度を利用した納付の主張であると推察される。i) 申立人が一括納付をしたとする加入手続時期は、前述のとおり、同年5月頃とみられるが、当該期間は特例納付実施期間ではないこと、ii) 加入手続後に第3回特例納付（実施期間：53年7月から55年6月まで）が実施されているものの、申立期間①に係る特例納付保険料は24万8,000円となり、金額が大きくかい離していること、iii) 制度上、付加保険料は、遡って納付することができないことから、申立人が申立期間①に係る保険料を特例納付制度により納付したとは考え難い。

また、オンライン記録によると、母親の加入手続は、国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、第2回特例納付実施期間の最終月である昭和50年12月頃に行われたとみられる。この加入手続時期において、母親は既に56歳であったことから、年金受給権を確保するために41年1月から48年3月までの保険料7万8,300円を特例納付保険料として、同年4月から50年3月までの保険料1万9,050円を過年度保険料として計9万7,350円を一括納付したものと考えられる。この保険料は申立人が記憶している10万円とおおむね一致していることから、申立人が記憶している保険料は、母親の特例納付保険料及び過年度保険料であった可能性も否定できない。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、納付時期、納付場所及び納付金額は分からないが、夫婦の保険料は妻と一緒に納付していたはずだ。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、婚姻（昭和40年8月）後の申立期間を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料の未納は無く、申立人の保険料を納付していたとする妻は、国民年金加入手続時に遡って納付が可能であった期間以後の申立期間を除く国民年金加入期間の保険料に未納が無いことから、妻の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録並びにA市の国民年金保険料検認状況一覧票及び納付データ明細表によると、申立期間前後の保険料は、現年度保険料として納付されていることが確認できることから、申立期間前後を含む期間において、転居等申立人に係る生活環境に大きな変化は認められないことから、納付意識の高かった妻が申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額の記録については、3万9,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を6万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 3 月 17 日
② 平成 18 年 3 月 16 日

申立期間①及び②について、賞与が支給され、賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された賞与等明細書により、申立人は、当該期間において、4万円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、3万9,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額から3万9,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、上記明細書により、申立人は、当該期間において、そ

の主張する標準賞与額（6万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を11万7,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 15 日

申立期間について、賞与が支給され、賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及び銀行預金通帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（11万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、解散当時の事業主は、「破産管財人に照会してほしい。」と回答しているところ、当該破産管財人は同社に係る資料は無く不明である旨回答している。

しかしながら、申立期間当時にA社において経理部門を担当していたB氏は、「申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与支払届を提出しておらず、厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案 7611

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

申立期間において、A社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及び同社の回答、並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和44年7月1日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和44年5月の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の転勤に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立期間①について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和61年10月11日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録については、17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年10月11日から同年11月10日まで
② 昭和61年11月から62年9月まで

申立期間①について、B社又はA社に勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、申立期間②について、オンライン記録の標準報酬月額は、実際にA社から支給された給与額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額よりも低く記録されているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人から提出されたB社の給料明細書及び関連会社であるA社の給料支払明細書、申立期間当時の同社事業主の回答、並びにB社及びA社で申立人と一緒に勤務したとする複数の同僚の証言から判断すると、申立人がB社及びA社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日について確認できる資料等はないが、上記B社の給料明細書及びA社の給料支払明細書に記載された基本給の推移、各種手当の支給状況等から判断して、当該期間については、申立人のA社における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記A社の給料支払明細書で確認できる保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散し、申立期間当時の同社の事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、申立人の同社における被保険者資格取得日に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録及びオンライン記録が雇用保険の記録と一致していることから、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難く、事業主が昭和61年11月10日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人は、申立期間②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上記のとおりA社は既に解散し、当時の事業主は資料が無く不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案 7613

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和47年5月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月25日から同年6月1日まで

私は、昭和47年4月から定年で退職するまでA社に継続して勤務しており、空白期間があるのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社発行の申立人に係る在籍証明書兼人事記録証明書、雇用保険の記録及び同社の回答から判断すると、申立人が、同社に継続して勤務し（昭和47年5月25日に同社本社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者原票の昭和47年6月の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時、資格取得日に係る届出を誤ったとしていることから、事業主が昭和47年6月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知（三重）厚生年金 事案 7614

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和56年7月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月16日から同年8月16日まで

昭和56年7月16日付けで、A社C製作所から同社B支店に異動したが、厚生年金保険の被保険者記録は、同日から1か月間空白となっている。

申立期間について、A社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び同社の回答、申立人から提出された銀行の総合口座通帳、並びに雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和56年7月16日に同社C製作所から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者原票の昭和56年8月の記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知（三重）厚生年金 事案 7615

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和56年7月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月16日から同年8月16日まで
昭和56年7月16日にA社C営業所から同社B支店に異動したが、厚生年金保険の被保険者記録は、同日から1か月間空白となっている。
申立期間について、A社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び同社の回答、並びに雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し(昭和56年7月16日に同社C営業所から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者原票の昭和56年8月の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月から36年4月1日までの期間のうち1年6か月間
② 昭和25年4月頃から36年4月1日までの期間のうち2年間

申立人は、申立期間①についてはA社B製造所、申立期間②についてはC社D工場に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、昭和19年10月1日から36年4月1日までの期間においてA社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚29人に照会したところ、回答のあった17人のうち2人は「はっきりとは覚えていないが、申立人はA社B製造所に勤務していたと思う。」と回答していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、「昭和18年から36年までの在籍名簿を確認したが、申立人の氏名は無い。」と回答している上、同社の元E課事務担当者(昭和28年4月1日資格取得、平成4年7月1日資格喪失)は、「現場で勤務していた女性従業員には、準社員と日雇の者がいた。準社員は正社員と同様に厚生年金保険に加入させて、在籍名簿に名前を記載していたが、日雇は勤務期間が短い者が多かったため、厚生年金保険には加入させていなかった。また、勤務期間の長い日雇の中には、準社員として厚生年金保険に加入することを勧めても加入しな

かった者もいた。厚生年金保険の記録が無く、在籍名簿にも氏名が無いということは、日雇であったと思う。」と証言しており、上記同僚照会した複数の者は、「申立期間①当時の厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と回答している。

また、A社の昭和19年10月1日から36年4月1日までの期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人が勤務していたと主張するC社D工場は、同社の沿革によると、昭和32年10月に開設されていることから、当該期間のうち25年4月から32年9月までの期間においては、同工場に勤務することができない。

また、C社D工場が開設された月の前月である昭和32年9月から36年3月までの期間において、同社の厚生年金保険被保険者記録が認められる同僚17人に照会したところ、回答のあった9人のうち2人が「申立人と同じ名字の人を知っている。」と証言しているものの、名字のみでは申立人と特定することができない上、残りの7人は、「申立人を知らない。」と回答している。

さらに、上記9人のうち8人は、「A社における自身の勤務期間と厚生年金保険の加入記録は一致している。」と回答しており、1人は不明である旨回答している。

加えて、A社は、「昭和25年から36年3月までの在籍名簿を確認したが、申立人は確認できない。」と回答している上、同社の昭和25年4月1日から36年4月1日までの期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 7617

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年2月29日から同年3月1日まで
昭和63年2月29日までA社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出された社報により、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、「当社は、給与の締日は末日、支給日は当月25日、厚生年金保険料は翌月控除としており、これらの取扱いは申立期間当時から変わっていない。現在、退職月の給与からは、通常の月と同じく前月1か月分の保険料のみを控除しているが、申立人の退職月の保険料の取扱いについては、当時の資料が残っていないため、不明である。」と回答している上、申立期間当時、同社において社会保険事務を担当していた者も、「給与は末日締め、当月25日払い、厚生年金保険料は翌月控除で、私の在職中はずっと変わらなかったが、退職月の保険料控除については覚えていない。」と証言している。

また、申立期間の前後にA社において厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚20人に照会したところ、回答のあった6人は、いずれも退職月における厚生年金保険の取扱いについて覚えておらず、当該期間における厚生年金保険料の控除についての証言が得られない上、当時の給与明細書等も所持していないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 7618 (事案 674 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
前回の審議結果に納得できない。

新たな資料を提出するので、再度審議の上、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、i) 厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人自身も、保険料控除に関する具体的な記憶が無いこと、ii) 申立人は、派遣社員として派遣元であるA社で雇用され、派遣先会社(名称不明)で勤務したとするが、A社及び派遣先会社の事業主並びに同僚等に関する記憶が無いこと、iii) 雇用保険の離職日は平成元年 9 月 29 日となっており、資格喪失日が厚生年金保険の資格喪失日と一致していること、iv) ほかに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、20年 12 月 10 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、「新たな資料として、派遣先会社が作成した広報誌(ニュース)及び記録集を提出する。広報誌には、自分が働いていた時の写真が掲載されており、記録集には、自分の顔写真及び自分が書いた感想文が掲載されているので、これらの資料に基づいて、再度審議してほしい。」と主張し、再度申立てを行っている。

しかし、申立人から新たに提出された広報誌(ニュース)については、申立期間の1か月以上前に作成し発行されたものであると認められること、記録集については、平成2年3月に、当時の関係者の感想文等を収録して発行された

ものであるが、申立人の申立期間に係る勤務に関する記述等は認められないことなどから、いずれの資料によっても、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことを確認することはできない。

また、今回連絡の取れた申立期間当時のA社の事業主は、当時の資料が無く不明と回答している上、同様に、今回連絡の取れた同社の複数の同僚も、「申立人は、9月に入ってからは休みがちだったと思うが、いつまで勤務していたかまでは分からない。」と証言しており、申立人の主張を裏付ける証言等は得られない。

ほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月 17 日から 39 年 4 月 21 日まで
A社退職後は、同社に出向いたことが無く、連絡も取ったことは無かったが、年金記録によると、同社退職後に脱退手当金を受給した記録になっている。

しかし、私は脱退手当金の手続をした覚えは無く、受け取った覚えも無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険資格喪失日前後2年以内に資格喪失した受給資格のある女性39人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録のある19人のうち18人が資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているとともに、厚生年金保険被保険者資格喪失日が近接している同僚等の中には、脱退手当金支給決定日が同一の者が2組5人認められ、代理請求により受給した旨証言している者もみられることなどを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和39年7月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

私がA社を退職したのは、退職辞令により昭和 49 年 7 月 31 日なので、資格喪失日は同年 8 月 1 日のはずである。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が提出した退職辞令に「昭和49年7月31日、願により解雇する」と記載されていることから、退職日は同日であると主張している。

また、A社が提出した申立人に係る従業員名簿においても「昭和49年7月31日、願いにより解雇する」との記載が確認できる。

しかし、i) A社は、「申立期間当時の退職日の取扱いについては、就業規則等の定めにより、退職日の当日に除籍としていたので、退職日当日は賃金を支給していない。」と回答していること、ii) 同社が保管する厚生年金被保険者名簿の申立人の記録は、オンライン記録と一致している上、厚生年金保険の資格喪失日は事業所に使用されなくなった日の翌日とされているところ、厚生年金保険被保険者原票の資格喪失日（昭和49年7月31日）は、雇用保険の離職日（同年7月30日）と符合していることから、申立人は、退職辞令に記載の同年7月31日の前日である同年7月30日まで勤務していたものと推察される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。